

「西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル」質問への回答について

No.	質問	回答	該当箇所
1	統括責任者に係る保有資格については、公認会計士又は税理士でなく、「技術士」でないか。	御指摘のとおりです。「受託候補者評価要領」, 「第3号様式①」及び「第4号様式」を修正し、差し替えます（そのほか、軽微な修正を行いました。）。	「受託候補者評価要領」 P.2 「2(1)イ(ウ)」
2	ヒアリングの日程について、答えられる範囲で御教示いただきたい。	6月2日（木）の午前又は午後を予定しております。時間につきましては、別途通知いたします。	「公募のお知らせ」 P.6 「12(2)」
3	どのような関係団体へのヒアリングを想定されているのか御教示いただきたい。	・各施設の指定管理者 ・各競技団体（協会、連盟等）を想定しております。	「仕様書」 P.3 「第二章 2(2)」
4	利用者が当該公園に来訪する際の交通手段について御教示いただきたい。	鉄道（阪急電鉄西京極駅）、京都市営バス、自動車、バイク、自転車等が想定されます。	「仕様書」 P.3 「第二章 2(2)」
5	駐車場の稼働率について御教示いただきたい。また、イベント時等は満車になるのか。	参考資料として、利用状況等（2019年分）を添付いたします。 また、イベント時の利用状況については、イベントの内容、規模等により有料駐車場のほか、園路内に駐車する場合もあり、一概にはお答えいたしかねます。	「仕様書」 P.3 「第二章 2(2)」
6	京都アクアアリーナ及びわかさスタジアムの利用者等（プロスポーツ、大会、学校関係者等の誘致状況及び利用者数の推移）について御教示いただきたい。	別紙により回答いたします。	「仕様書」 P.3 「第二章 2(2)」
7	「PFI法等に基づく特定事業に係る民間活力の導入可能性調査」の実績要件について、参加申請者及び統括責任者については「実施方針が公表された～」と記載されている。 ①可能性調査段階では通常は実施方針が公表されないため、業務履行後に実施方針が公表された民間活力の導入可能性調査も実績として認めていただけるとの理解で良いか。 ②技術者についてはこの記載がないが、誤りでないとの理解で良いか。	P F I 法等に基づく特定事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又は同事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を履行していれば、参加申請者（事業者）、統括責任者又は技術者としての要件を満たすと判断いたします。実施方針が公表されているかどうかは問いません。	「公募のお知らせ」 P.1, 2 「7(1)ア～ウ」

8	都市公園法上の整備に係る民間活力（Park-PFI）の導入可能性調査業務やアドバイザー業務は含まれるとの理解で良いか。	お見込みのとおりです。	「公募のお知らせ」P.1 「7(1)ア～ウ」
9	PFI法に基づき実施方針が公表された公共施設の整備に係る民間活力の導入可能性調査業務として、公営住宅、庁舎、病院、駐車場等の公共施設に関する業務も含まれるとの理解で良いか。	<b>公営住宅、庁舎、病院、駐車場等の公共施設</b> の整備に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又は同事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務は <b>含みません。</b>	「公募のお知らせ」P.1 「7(1)ア～ウ」
10	PFI法に基づき実施方針が公表された公共施設の整備における民間事業者の選定に係る業務として、公営住宅、庁舎、病院、駐車場等の公共施設に関する業務も含まれるとの理解で良いか。	都市公園法上の公園の整備等又はスポーツ施設の整備等に関する業務が対象です。	「公募のお知らせ」P.1 「7(1)ア～ウ」
11	統括責任者及び技術者の応募資格について、No.8～10の回答に準ずるとの理解で良いか。	お見込みのとおりです。7(1)アは参加申請者（事業者）、イは統括責任者、ウは技術者に関する記載となります。	「公募のお知らせ」P.1 「7(1)ア～ウ」
12	技術提案書（様式自由）について、「それぞれA4サイズ2枚以内」と記載されているが、2枚以内とは両面（4ページ）又は片面（2ページ）のいずれを指すのか。	両面で2枚（4ページ）以内でお願いいたします。	「公募のお知らせ」P.5 「11(1)ク」
13	①共同企業体（JV）で参加申請することは可能か。（以下共同企業体（JV）で参加申請することが可能である場合） ②共同企業体の協定書を提出する必要があると考えるが、いかがか。 ③第1号様式及び第5号様式については、共同企業体の代表企業の押印で良いか。 ④誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則）については、共同企業体の構成企業全社という理解で良いか。	①可能です。ただし、代表幹事業者は7(2)ア～キのいずれにも、構成企業は7(2)ア～オ及びキのいずれにも該当しない者であることを要件とします。 ②お見込みのとおりです。協定書の様式は任意としますが、御参加いただく際に他の書類と併せて御提出ください。 ③お見込みのとおりです（契約は、事業者側で定めた代表幹事業者と本市との間で締結します。）。 ④お見込みのとおりです。	「公募のお知らせ」P.4, 5 「11(1)」